

藤岡市農業委員会  
令和元年第5回  
定例会議事録

令和元年5月7日招集

## 令和元年藤岡市農業委員会第5回定例会議事録

令和元年5月7日、藤岡市農業委員長 浦部 隆は、令和元年藤岡市農業委員会第5回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

### [会議に付した議案]

- 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について  
議案第28号 農用地利用配分計画（案）について  
報告第9号 農地法第5条の規定による農地転用届出について  
報告第10号 農地法関係出願等について

### [出席農業委員]（13名）

- |      |       |      |       |      |       |      |        |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|--------|
| 1 番  | 折茂 高弘 | 2 番  | 堀米 幸子 | 3 番  | 関根 隆雄 | 4 番  | 福田 俊太郎 |
| 5 番  | 村島 光一 | 6 番  | 浦部 隆  | 7 番  | 生方 康正 | 8 番  | 平井 正子  |
| 9 番  | 中村 勉  | 10 番 | 岩下 次夫 | 12 番 | 浅見 健司 | 13 番 | 黒澤 義雄  |
| 14 番 | 高田 孝雄 |      |       |      |       |      |        |

### [欠席農業委員]（1名）

- 11 番 秋山 幸夫

### [出席農地利用最適化推進委員]

- |     |       |     |      |     |      |     |      |
|-----|-------|-----|------|-----|------|-----|------|
| 1 番 | 新井 浩一 | 2 番 | 堀口 修 | 3 番 | 堀越 隆 | 4 番 | 廣瀬 勉 |
| 5 番 | 小暮 久男 |     |      |     |      |     |      |

### [事務局]

- |       |       |        |       |
|-------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 秋山 弘和 | 事務局 次長 | 高田 克己 |
| 係 長   | 梅澤 秀夫 | 主 事    | 八木 眸美 |
| 主 事   | 松本 峻  |        |       |

(開 会 13時30分)

事務局次長 　　ただ今より令和元年第5回定例会を進行させていただきます。開会に当たりまして、浦部会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長            ありがとうございました。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長                    ただ今より、令和元年第5回農業委員会定例会を開会いたします。  
委員総数14名中、出席委員13名でありますので、本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。7番生方委員、8番平井委員の両名をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第26号農地法第5条の規定による許可申請について、以上2議案を一括上程いたします。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この2議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は、下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13時31分 休憩)

(14時17分 再開)

議長                    休憩をといて会議を再開いたします。

それでは、議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長                報告いたします。議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から4番の4件です。

整理番号1番は、上日野のKさんが、規模の拡大を図るため、立石の農地1筆、1,633㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書17ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため、許可相当と決定しました。

整理番号2番は、市外のAさんが、就農するため、高山の農地3筆、2,263㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、また議案書17ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。

整理番号3番は、白石のSさんが、規模の拡大を図るため、白石の農地1筆、363㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、また議案書18ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。

整理番号4番は、市内の法人が、規模の拡大を図るため、白石の農地2筆、1,105㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、また議案書18ページの調査書にあるとおり農

地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。

以上報告を終わります。

議長 議案第25号整理番号1番から4番について1班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第25号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第25号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 県外から、農業経験のない人がお母さんと二人で高山の土地を購入して移住、就農するという事で、私も現地を見ましたが、山の方ですし、どれだけの農業ができるのかなと思います。本人もやる気で来るのだろうし、市の農林課や県の指導センターと相談しながら、食べられる農業をしてもらいたい。そこを指導していただければと思います。

議長 事務局より説明願います。

事務局 ブルーベリーと野菜を作りたいようです。心配な点もあろうかと思しますので、注視しながら適切な指導をして就農いただければと思います。

議長 他に何かございませんか。

(なし)

議長 他に、意見もないようですので、採決します。議案第25号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第25号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 25 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 25 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。  
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 25 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 25 号整理番号 4 番は許可と決定します。続きまして、議案第 26 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 26 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 5 番の 5 件です。

整理番号 1 番は、市外の法人が、上戸塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,714 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、市外の法人が、下栗須の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,981 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 3 番は、牛田のHさんが、牛田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 2,934 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 4 番は、市外の法人が、三本木の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 3,073 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、鮎川のMさんが、鮎川の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,186 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に

問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 26 号整理番号 1 番から 5 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 26 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 26 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 26 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 26 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 26 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 26 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 26 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第 26 号整理番号 4 番は面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取

します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 折茂委員どうぞ。

折茂委員 申請地の交差点側の建物は何ですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 農業用の施設、倉庫です。

折茂委員 壊して更地にするということですか。

事務局 農業委員会に農業用施設としての届出もなされており、壊さずに引続き使うようです。太陽光パネルは、農業用倉庫を除いて設置する計画です。

議長 他に何かご意見はありますか。  
(なし)

議長 他に、意見もないようですので、採決します。議案第 26 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 26 号整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 26 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 6 番から 15 番の 10 件です。

整理番号 6 番は、市外の法人が、藤岡の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,748 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 7 番は、下栗須の I さんが、下栗須の農地を売買で取得し、露天駐車場及び資材置場用地として転用するもので、面積は 633 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 8 番は、市外の O さんが、上大塚の農地を売買で取得し、指定

集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は 496 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 9 番は、中大塚の K さんが、上大塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は 374 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 10 番は、上大塚の K さんが、上大塚の農地を売買で取得し、認定こども園・放課後児童クラブ園庭敷地拡張用地として転用するもので、面積は 454 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 11 番は、上大塚の M さんが、上大塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は 485 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 12 番は、上大塚の S さんが、上大塚の農地を使用貸借で借り受け、太陽光発電パネル設置工事のための搬入路用地として一時転用するもので、面積は 460 m<sup>2</sup>のうち 119 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 13 番は、同じく上大塚の S さんが、上大塚の農地を使用貸借で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 805 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 14 番は、市外の法人が、中大塚の農地を賃貸で借り受け、砂利採取の為に一時転用するもので、面積は 4,755 m<sup>2</sup>、農地区分は農振ですが一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 15 番は、市外の法人が、本動堂の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,213 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

以上報告を終わります。

議長

議案第 26 号整理番号 6 番から 15 番について 2 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)



議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 26 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 26 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。  
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 26 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 26 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。  
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 26 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 26 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。  
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 26 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 26 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に整理番号 10 番について何かご意見がありましたらお願いします。  
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 26 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 26 号整理番号 10 番は許可と決定しま

す。次に整理番号 11 番について何かご意見がありましたらお願いします。  
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 26 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 26 号整理番号 11 番は許可と決定します。次に整理番号 12 番について何かご意見がありましたらお願いします。  
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 26 号整理番号 12 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 26 号整理番号 12 番は許可と決定します。次に整理番号 13 番について何かご意見がありましたらお願いします。  
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 26 号整理番号 13 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 26 号整理番号 13 番は許可と決定します。次に整理番号 14 番について何かご意見がありましたらお願いします。  
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 26 号整理番号 14 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第 26 号整理番号 14 番は面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。次に整理番号 15 番について、何かご意見がありましたらお願いします。  
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 26 号整理番号 15

番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 26 号整理番号 15 番は許可と決定します。続きまして、議案第 27 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 27 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 27 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 27 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 28 号農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 28 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第 28 号農用地利用配分計画(案)について、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、異議なしと認め、議案第 28 号農用地利用配分計画(案)については、そのように決定します。

続きまして、報告第 9 号、10 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 ただ今、報告第 9 号、10 号について、事務局の説明が終わりましたが、

何かご意見がありましたらお願いいたします。

(なし)

議長

特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和元年第5回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 14時48分)